厚真町における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月30日

厚真町長 宮坂 尚市朗

記

- 1. 協議の場を設けた区域の範囲 あつま地区
- 2. 協議の結果を取りまとめた年月日 平成30年3月23日
- 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

経営体数 あつま地区

個人242経営体法人15経営体任意組織1経営体

- 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか 担い手は十分確保されている。
- 5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構による事業を活用し、面的に集約された形で担い手への農用地の 集積を進め、耕作放棄地の発生防止を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

農地の有効活用を図り、規模拡大により生産性を向上させるとともに、農業用機械等を更新し、生産費のコストダウンを図る。また、新規就農者等の労働力を確保するとともに、生産技術や生活支援等の面でフォローアップを行い、将来的には地域の担い手として育成する。

以上